

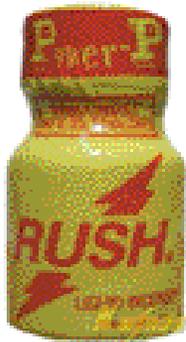
いわゆる脱法ドラッグについて

- 覚せい剤・大麻に化学構造を似せて作られた物質などが添加された薬物が、合法ハーブ、お香、などと称して、店舗、インターネット等で公然と販売され、若者を中心に乱用が見られる。
- 乱用による健康被害の発生、麻薬等の乱用へのゲートウエードラッグ（入門薬）となるおそれがある。
- いわゆる脱法ドラッグ対策として、幻覚等の作用を有し、使用した場合に健康被害が発生するおそれのある物質を、薬事法に基づき厚生労働大臣が「指定薬物」として指定し、麻薬取締官・員、薬事監視員が監視・指導している。

「お香」「合法ハーブ」などと称して販売 (大麻類似成分など)



「ビデオクリーナー」などと称して販売 (幻覚剤類似成分など)



いわゆる脱法ドラッグが関係している可能性のある事例(新聞報道から)

○死亡

- ・H24年8月 (神奈川県)横浜市で男性が路上で暴れて保護された後、死亡。いわゆる脱法ドラッグと見られる液体を所持。
- ・H24年10月 (静岡県)部屋で暴れた男が死亡。部屋から乾燥した植物片が発見された。
- ・H24年11月 (東京都)いわゆる脱法ドラッグを吸引した女性が意識を失った後、死亡。

○交通事故(死亡、ひき逃げ、追突)

- ・H24年5月 (大阪府)いわゆる脱法ドラッグを吸引して車を運転した男が、商店街を暴走し女性をひき逃げした(危険運転致傷罪で起訴)。
- ・H24年6月 (京都府)いわゆる脱法ドラッグを吸引して車を運転した男が、追突して3人にけがを負わせた(危険運転致傷罪で実刑判決)。
- ・H24年10月 (愛知県)いわゆる脱法ドラッグを吸引した男が高1をはねて死亡させた(自動車運転過失致死罪で実刑判決)。

○救急搬送

- ・H25年2月 (大阪府)いわゆる脱法ドラッグを吸引したとみられる高校生が下校途中に体調不良で救急搬送された。

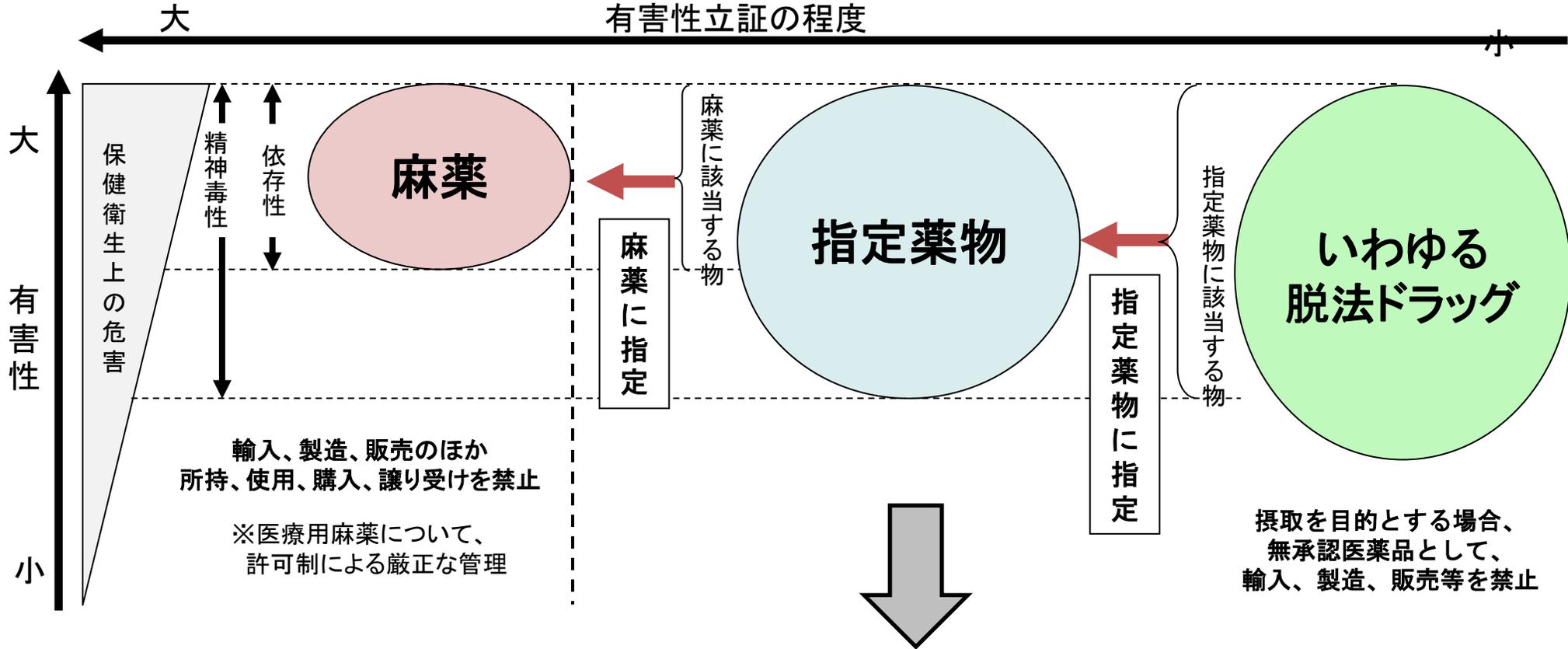
○不審行動

- ・H24年10月 (東京都)いわゆる脱法ドラッグを吸引した男が上半身裸で小学校に侵入し、児童を追い回した。

指定薬物の所持、使用等の禁止について

麻薬及び向精神薬取締法による規制

薬事法による規制



指定薬物について、現行の薬事法では、輸入、製造、販売、授与、販売目的の貯蔵等を禁止している
新たに、指定薬物の所持、使用、購入、譲り受けを禁止する

いわゆる脱法ドラッグの現状と最近の取組

<いわゆる脱法ドラッグの現状>

- ★ ヘッドショップ、露天等による直接販売に加え、インターネットによる販売など、組織化・広域化の傾向
- ★ 販売が暴力団等の組織犯罪グループにより行われることがあり、薬事監視員による監視指導には限界
- ★ 規制を逃れるため新たな乱用薬物を海外から次々に導入しており、規制と規制のがれのいわゆるイタチごっこの状態が続いている
- ★ ネット、メディア等を通じて「合法」、「使っても罰せられない」などといった情報が流布
- ★ 乱用による健康への影響について、国民に十分知られていない

「いわゆる脱法ドラッグ法案」（麻薬及び向精神薬取締法、薬事法の改正）の施行

議員立法により成立。

平成25年5月17日公布。10月1日施行。

麻薬取締官(員)による取締

- ・ 国・都道府県に所属する「麻薬取締官(員)」に対し、司法警察職員として指定薬物に関する取締権限等を付与

指定薬物の疑いがある物品への迅速な対応

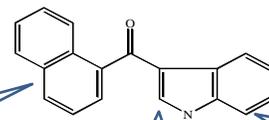
- ・ 薬事監視員等が、指定薬物の疑いがある物品を検査するために、立ち入りして、収去できるようにする。

指定薬物の包括的な指定、監視指導の強化

○ 指定薬物への指定 68物質(H24.4) → 881物質(H25.9)

- ・ 迅速な指定(個別指定111物質)
うち、海外で流通実態のある8物質は、国内流通前に指定
- ・ 指定薬物の包括的な指定(770物質)

○ 化学構造の一部が共通している合成カンナビノイド系の物質群を包括的に指定



12種類の置換基のいずれかが結合する場合と何も結合しない場合がある
例: 直鎖状アルキル基(-C₅H₁₁等)

メチル基(-CH₃)が結合する場合としない場合がある

31種類の置換基のいずれかが必ず結合する
例: 直鎖状アルキル基(-C₅H₁₁等)

○ いわゆる脱法ドラッグの情報提供・啓発、警察と連携した監視指導

○ 「個人輸入・指定薬物適正化対策事業」の実施

薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律案（仮称）の概要

医薬品の使用に際しての安全性の確保を図るため、医薬品の販売業等に関する規制を見直すとともに、指定薬物による保健衛生上の危害の発生を防止するため、その所持を禁止する等の所要の措置を講ずる。

一般用医薬品のインターネット販売に関する最高裁判決等を踏まえ、医薬品及び薬剤の使用に際しての安全性の確保を図るため、医薬品の販売業等に関する規制を見直すとともに、指定薬物による保健衛生上の危害の発生を防止するため、その所持を禁止する等の所要の措置を講ずる。

1 医薬品の販売業等に関する規制の見直し （検討中）

（1）販売方法に関するルールの整備

（2）安全確保のための仕組みの整備

2 指定薬物の所持、使用等の禁止

指定薬物について、その所持、使用等を禁止し、違反した場合に罰則を科す。

（※）学術研究、試験検査、疾病の治療等の場合は禁止しない。

（※）指定薬物：精神毒性（幻覚、中枢神経系の興奮・抑制）を有する蓋然性が高く、人に使用された場合に保健衛生上の危害のおそれがある物質